

時 期	応急段階
区 分	応急生活支援
分 野	医療・保健
検 証 項 目	栄養相談

根拠法令・事務区分	災害対策基本法、地域保健法
執 行 主 体	国、県、市町
財 源	国庫補助
概 要	<p>避難所生活や応急仮設住宅での生活など生活環境の変化等によるストレス、体力低下、疾病などの被災者の健康問題が発生することから、被災者の健康維持のため栄養相談・指導を行う必要がある。</p> <p>阪神・淡路大震災では、避難所生活などの生活環境の変化によるストレス、寒冷、低栄養等による健康問題が発生するとともに、それらを主な原因とする二次的災害として肺炎や気管支炎、心不全など疾患患者が増加した。避難所生活が長期化し、また一方で応急仮設住宅への移転が進む中、被災者の健康管理の一環として、栄養相談や栄養指導を行う必要があった。</p>

阪神・淡路大震災時における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>【厚生省】</p> <p>被災住民の健康を保持するため、兵庫県内の20保健所を拠点として、保健婦等による巡回健康相談を実施し、かぜ予防等の健康教育、健康相談の充実を図った。[『平成8年版厚生白書』厚生省,p271]</p> <p>食品の供与については災害救助法に基づく。[災害救助法の適用 『平成8年版厚生白書』厚生省,p268]</p> <p>阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果 (成果「県」「市」参照)</p>
県	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置</p> <p>避難所への巡回栄養相談の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省、兵庫県栄養士会等の応援を得て、体制の整った保健所から順次巡回相談を開始した。(1月25日から2月2日までに津名、川西、明石、芦屋、伊丹、宝塚、西宮の7保健所で実施)。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p238] <p>仮設住宅への訪問栄養指導の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 県健康課職員が2月13日から被災7保健所を巡回、3月からは、仮設住宅への入居が開始されたことに伴い仮設住宅への訪問栄養指導も開始した(2月24日から3月22日までに津名、伊丹、西宮、宝塚、芦屋で実施)。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p239] <p>栄養健康教育の開始</p> <ul style="list-style-type: none"> 5月連休後、仮設住宅入居者が増加し、ふれあいセンターも開設したことから、調理実演を含む栄養健康教育を開始し、食生活の自立を促すとともに栄養改善を図った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p239] <p>被災地における栄養摂取状況調査による状況把握</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月に被災地7保健所管内で2,000世帯(仮設住宅1,000世帯、一般住宅1,000世帯)を無作為抽出により選定し、栄養状況の調査を行った。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p239] <p>ガイドラインの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 震災の経験を踏まえ、災害時において望ましい対応事項を示したガイドラインを作成した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p240]

被災地における緊急歯科保健推進事業

- ・10月から12月にかけて、被災地区に居住する、原則として40歳以上の者46,319人に対して、歯科健診・歯科保健指導を実施するとともに、震災が口腔内の状態に及ぼした影響等を調査した。[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p240]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

被災地における食生活改善事業実施状況については次のとおりである。

項目	実績（平成8年1月31日）	
避難所巡回栄養相談	実施避難所数	1,193 ヲ所
	従事人員（述べ）	501 人
	指導件数（述べ）	4,080 件
仮設住宅栄養相談	従事人員（述べ）	767 人
	訪問件数（述べ）	6,353 件
栄養・健康教育	実施回数（述べ）	117 回
	参加人員（述べ）	3,059 人

[『阪神・淡路大震災 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p239]

市 町

阪神・淡路大震災に対してとった措置

【神戸市】

避難所巡回栄養指導の実施

- ・震災後3月まで避難所等を巡回指導した。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75-76]

避難所における食事状況・炊き出し状況調査及び指導

- ・1月23日より保健所管内の栄養士が巡回調査、炊き出しボランティアに対して調理内容や食品の取扱等を助言した。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75-76]

避難所での炊き出しに対する支援

- ・栄養改善への意義づけや自発的な食事への取組を促した。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75-76]

避難所・救護所への救援物資の手配、配布、食品指導

- ・避難所の状況把握及び避難所、救護所の要請により、管理栄養士が救援物資の手配や配布をするとともに、食品指導も行った。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75-76]

アレルギー患者への相談とアレルギー用食品の支援

- ・アレルギーネットワーク団体より、支援物資が届けられ、各保健所を拠点として市民に配布した。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75-76]

【川西市】

1月25日から3日間、第1回目の避難所巡回健康相談を実施した。また、保健婦や栄養士による健康相談に重点を置くために従事者数を増員し、2月1日から3日間、第2回目の巡回健康相談を実施した。[『阪神・淡路大震災 川西市の記録』川西市,p94]

阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果

【神戸市】

避難所巡回栄養指導

- ・3月まで全市で1,512件の相談・指導を実施した。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75]

避難所での炊き出しに対する支援

- ・全市で37回、11,345食分の支援・指導を実施した。[『阪神・淡路大震災 神戸市災害対策本部衛生部の記録』神戸市衛生局,p75]

その他	<p>阪神・淡路大震災に対してとった措置 阪神・淡路大震災に対してとった措置の結果</p>
<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組内容とその結果</p>	
国	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 地域保健法の改正（平成14年2月8日法律第1号、施行：平成14年2月8日）により、保健所の機能強化、保健婦等人材確保及び資質の向上等を定めた。[地域保健法][『地域保健対策の推進に関する基本的な指針』厚生労働省]</p> <p>保健婦等による健康管理</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省防災業務計画において、被災都道府県・市町村は、保健婦等により、被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理（保健指導及び栄養指導等。以下同様）を行うこと。被害が長期化する場合、避難所が多数設置されている場合等、被災者等の健康管理を組織的に行うことが必要と見込まれる場合には、被災者等の健康管理のための実施計画を策定すること等により、計画的な対応を行うこと。被災者等及び救護活動に従事している者の精神不安定に対応するため、精神保健センター等においてメンタルヘルスクエアを実施すること。を定めている。 また、厚生省健康政策局は、被災都道府県からの保健婦等の派遣要請数を確認し、被災都道府県以外の都道府県との調整を行うほか、被災都道府県・市町村の行う被災者等の健康管理に関し、必要な支援を行うこととしている。 [『厚生省防災業務計画』厚生労働省] <p>健康危機管理基本指針の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 厚生省においては、平成9年1月、国民の生命、健康の安全に関する健康危機管理の基本的な枠組みを定めた「厚生省健康危機管理基本指針」を策定し公表するとともに、医薬品、食中毒、感染症及び飲料水等の関係部局と大臣官房から構成される「厚生省健康危機管理調整会議」を設置し、健康危機管理に関する取組みについての情報交換を行うとともに、迅速かつ適切な健康危機管理の実施についての調整を行うこととした。[『厚生省健康危機管理基本方針』厚生労働省] <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
県	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 被災者の健康管理については、復興期も継続されており、阪神・淡路大震災復興計画最終3か年推進プログラムにおいても、21世紀に対応した福祉のまちづくりの柱である被災高齢者の健康づくり・生きがいづくりとして、「きめ細かな訪問・相談活動等を通じた健康づくりへの支援の充実」を基本的方向の1つに掲げ、健康相談や閉じこもりがちな高齢者等への訪問活動等を継続的に行うこととしている。[『阪神・淡路震災復興計画最終3か年推進プログラム』兵庫県] 災害時における巡被災者の健康管理や避難所等の生活環境の整備を図るため、保健婦による巡回健康相談及び家庭訪問を実施するとともに、仮設住宅入居者に対する訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することなどを地域防災計画において定めている。[『兵庫県地域防災計画』兵庫県]</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
市 町	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 神戸市は、健康福祉都市づくりを総合的、体系的に推進するため、平成14年2月に市民福祉総合計画2010を策定し、痴呆性高齢者への総合的な支援や障害者の自立生活のための支援、健康危機管理の充実強化など7つの主要プロジェクトを推進することとしている。[『阪神・淡路大震災被災状況及び復興への取り組み状況（平成16年1月1日現在）』神戸市,p7][『震災後から9年間における復興の進捗と取り組み』神戸市,p14][『“こうべ”の市民福祉総合計画2010』の概要』神戸市（http://www.city.kobe.jp/cityoffice/18/menu03/t/keikaku/si01.html）] 神戸市は、地域防災計画において、災害時において健康相談等の実施体制を確保し、健康診査、巡回保健相談、巡回栄養相談、予防接種、心のケアを実施することを定めている。[『神戸市地</p>

	域防災計画』神戸市]
	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
その他	阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組 阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果
これまでの各方面からの指摘事項	
<p>(災害救助法に基づいて設定された一人一日850円の)食費は運送費込みの値段だった。被災地の弁当業者は操業不能になり、やむなく近隣都市の業者に依頼した。だが、道路混雑のため運送費が450円、食費の五割を占め、弁当代は残りわずか300～400円で粗末な内容になってしまった。(奥田和子『震災下の「食」神戸からの提言』日本放送出版協会)</p> <p>残念ながら、震災の直後には同法(災害救助法)の趣旨を把握していない一部自治体の幹部が「すべて国の基準通りの実施を」と指示して、現場からの要請を厚生省に働きかけなかったことがあった。その結果、地元では「国はこんな基準でできているのか」と政府を批判する声が出され、厚生省では「なぜ特別基準を求めてこないのか」と首をひねり、混乱に輪をかけてしまったという。(中川和之「毛布とおにぎり」から「間仕切り、風呂つき」へ』『近代消防Vol.437』近代消防社)</p> <p>南森は、1995年3月13日～4月28日、5月5日、6月29日の45日間にわたり、神戸大学農学部避難所において供給された食品を、一人一日あたりの分量の写真記録に基づいて栄養価計算を行っている。これによると、平均値では、カロリー、タンパク質、脂肪量はほぼ基準値を上回っていたが、鉄分が著しく不足、次いでカルシウム、ビタミンC、ビタミンB2が不足しており、これは緑黄色野菜や大豆製品の不足が鉄分の不足、乳製品や海草の不足がカルシウム不足の原因であると推察している。さらに、同一献立が組み合わせを変えて繰り返し出現した事実も指摘している。(南森隆司「避難所での食生活の実態」『阪神大震災研究2 苦闘の被災生活』神戸新聞総合出版センター)</p>	
課題の整理	
避難所等における栄養相談・指導体制 非常時における応急食料のあり方に関する検討	
今後の考え方など	
<p>復興10年総括検証においても関係機関の連携による相談体制の充実について提言がなされている。(兵庫県) 避難所等の全体状況を把握し、支援物資の食料品や備蓄品から栄養バランス、健康維持、病者・高齢者・乳幼児・弱者等への配慮をした向けのガイドライン作成や、勤務栄養士・地域活動(在宅)栄養士を含めたネットワークの構築により、迅速な支援体制が必要。(神戸市)</p> <p>上記課題を踏まえて検討していく。(尼崎市)</p>	